

# 『お湯殿の上の日記』に見る

## 若狭武田氏の進上

佐藤 圭

はじめに

若狭武田氏は室町時代の永享十二年（一四四〇）に若狭国の守護職を獲得し、以後戦国時代までこの地を治めた大名である。若狭は京都に近く、武田氏は幕府や禁裏と深い関係を保った。若狭武田氏の文芸史料を考察された米原正義氏は『お湯殿の上の日記』に武田氏が「毎年鱈・初雁・鮭などを禁裏へ進献している」記事が見られることを指摘し、武田氏の在京性、求心的な性格について述べた<sup>①</sup>。その後、若狭武田氏の領国支配に関する実証的研究が進んだが、大名としての武田氏自体の具体的な研究は少ない<sup>②</sup>。進上は諸大名と幕府や禁裏との日常的な関係をうかがう行為として注目される<sup>③</sup>。進上と

は主家に一定の仕方で進物を差し出し、相互の関係を再確認することである。本稿はこの進上をテーマとして取り上げて若狭武田氏の大名としての性格を考察する。

『お湯殿の上の日記』は応仁の乱後の文明九年（一四七七）に書き始められ、江戸時代に及んで書き継がれた禁裏の女房の公的な日記である<sup>④</sup>。皇親・社寺・武家を始めとする諸家の禁裏に対する進上記事は、この日記のかなりの部分を占めており、それらが意図的に記録されたことがうかがえる。こうした日常的なことを延々と記している点はこの日記の特徴であり、優れた点でもある。その本文は女房詞（御所ことば）を多用する独自の文体である。『お湯殿の上の日記』の最初の年である文明九年の記事から二例抜き出して引用する。

たけたしる御まなまいらする（二月一日 条）

たけたまいらするとて、すへよりあか御まなまいらする（九月六日条）

非常に簡潔な記載である。ただ、そもそもこの「たけた」が若狭武田氏なのかどうか、必ずしも明らかでない。これまでこの「たけ

た」は代々禁裏に奉仕した医家の竹田氏とみられており、日本史の主要史料を編纂した『大日本史料』第八編は延徳二年（一四九〇）までの『お湯殿の上の日記』の進上記事の「たけた」について一貫して竹田昭慶（後に改名して定盛）と注記している<sup>⑤</sup>。しかし『お湯殿の上の日記』には、「わかさのたけた」あるいは「わかさより」と明記された進上記事も多く見受けられる。これらの記事に現れた進物の内容や進上の時季等を比較対照することにより、この日記を若狭武田氏の史料として十分に活かすことが可能である<sup>⑥</sup>。

### 一 若狭武田氏の禁裏への進物

#### （一）季節による進上

『お湯殿の上の日記』は若狭武田氏が活躍した時代のうち、後土御門朝（文明九年以降）と後奈良・正親町兩朝の時期の日記が各年ほぼ完全に残っている。その間の後柏原朝は日記自体の残りが悪い。表1（次ページ）は『お湯殿の上の日記』で若狭武田氏の進上と判断される記事の日付と進物を列記したものである。これによれば、武田氏の進上記事

年	月・日	進物
(明応 7)	9・23	あか御まな
	9・27	はつかん
	閏10・13	ふりこ
	11・3	雪の御まな
	12・25	ひふつ三色
明応 8	5・4	みる
	5・5	みる
	6・25	いきかひ・さゝい
	8・2	ひしほ一おけ
	8・16	かん
	8・19	としとしのしい一おり
	9・15	あか御まな
	12・29	ひふつ三色
	明応 9	4・15
4・25		みる一をり
5・17		かひのあわ一をり
8・24		はつかり
9・17		あか御まな・しゐ一をり
明応 9	12・24	ひふつ三色
大永 6	5・13	—
	8・29	あか御まな
	9・3	はつかん
	9・16	しゐ一折*
	10・5	ひふつ五色
大永 7	3・8	しろ御まな
	9・10	はつあか御まな
	10・3	はつかん
享禄元	9・14	いつものはつかん
	閏9・2	あか御まな
	12・18	としとしの御いた・ひら
享禄 2	9・7	あか御まな
	9・22	としとしのしゐ
享禄 3	6・27	みる一おり
	9・11	あか御まな
	9・21	□□
	10・9	はつ□□
享禄 4	3・9	しろ御まな
	8・21	としとしのはつかん
	8・24	としとしのあか御まな
天文元	6・25	としとしのみる
	9・6	あか御まな
	9・9	はつかん
天文 2	2・24	いつものしろ御まな一おけ
	6・15	としとしのみる一おり
	9・13	あか御まな・しい一折
	9・19	はつかん
天文 3	閏正・22	十かう・十か
	2・17	しろ御まな
	8・22	あか御まな
	8・30	みのしゐ
天文 4	3・1	としとしの者かつ御まな

年	月・日	進物
(天文 4)	3・18	ひふつ三色
	6・13	としとしのみる
	9・6	はつかん
	9・21	としとしのしゐ
天文 5	2・27	しろまな
	4・24	ひふつ五色(御即位御礼)
	6・19	みる
	9・16	しゐ
	9・20	はつかん
天文 6	6・7	としとしのみる
	8・22	はつあか御まな
	10・4	としとしのはつかん
天文 7	3・8	しろ御まな
	6・25	みる
	10・4	はつかん
天文 8	3・14	しろ御まな
	閏6・13	はつみるとて一折
	9・17	としとしのしい
天文 9	5・27	はつみる
	9・6	あか御まな
	9・25	しい一おり
	10・18	はつかん
天文 10	2・27	しろ御まな
	6・28	みる一折
	9・12	あか御まな
	9・23	はつかん
	9・26	としとしのしい
天文 11	8・21	はつあか御まな
	9・27	はつかん
天文 12	6・15	としとしのみる▲
	9・2	はつあか御まな
	10・13	はつかん
天文 13	3・20	としとしのしろ御まな
	5・17	十かう・十か
	9・21	としとしのみしゐ
天文 14	6・12	としとしの御うり(みるか)
	8・26	はつあか御まな
	9・3	はつかん
天文 15	6・24	みる
	9・3	あか御まな
	9・12	しい
天文 16	7・14	としとしのみる
	8・19	としとしのあか御まな
天文 17	6・5	みる▲
	8・28	あか御まな・しい
	9・10	はつかん
	10・25	あか御まな一おり
天文 18	6・21	としとしのみる
	9・17	はつかん
	9・20	しい (4ページへ続く)

表1 若狭武田氏の進上

佐藤 『お湯殿の上の日記』に見る若狭武田氏の進上

年	月・日	進 物	年	月・日	進 物
文明 9	2・1	しろ御まな	(長享 2)	11・16	ゆき一折
	6・1	みる一をり		12・30	二色
	6・19	いきたるかひ	延徳元	9・2	かん
	9・6	あか御まな		9・5	あか御まな
	10・16	ふりこ一をけ		11・12	ゆきの御まな一折
	11・16	ゆきの御まな		12・25	ひふつ五色・やなき十か
	12・30	三色		12・27	ひふつ三色
文明 10	正・18	御まな三色	延徳 2	3・2	しろ御まなのをけ
	2・25	しろ御まな一をけ		閏 8・25	もおくし物
	6・3	みる	延徳 3	5・22	み□(るか)
	9・10	あゆ		6・26	なかに一をり・いきかゐ
	10・22	ふり二(こか)		9・9	あか御まな
12・30	三色	9・13	しゐの折		
文明 11	7・21	御まな二色	明応元	9・1	しひの折
	9・16	かん		9・8	かん
	9・21	あか物		9・29	あか御まな
文明 12	5・17	みるのをる(りか)		11・24	ふり二(こか)
	8・25	あか物	12・29	ひふつ三色	
	12・29	二色	明応 2	閏 4・26	みるのをり
文明 13	4・30	御まな二をしき		8・25	あかまな
	9・13	かん・あか御まな		8・26	しゐのをり
	10・28	ふりこ		10・30	ゆきの御まな
文明 14	7・29	かひ二色・みる	12・24	御まな三色	
	8・21	かん	明応 3	2・3	しろ御まな
	8・22	あか御まな		3・24	五いろ・一か
	10・16	ゆきの御まな		9・5	かん
	12・28	かん二・かいあわ一折・ゆき五		9・6	あか御まな
文明 15	5・8	みるのをり		10・19	ふりこ
	8・23	はつかり	明応 4	2・16	しろ御まな
	9・12	あか御まな		6・21	いきかひ
	10・25	うらしき		9・17	かん
	12・29	ひふつ三色		9・19	あか御まな
文明 16	9・15	あか御まな		12・6	あか御まな・いなか一か
	文明 17	5・8	みる一折	12・29	三色
12・29		三色	12・30	ひふつ三色	
文明 18		4・26	御まな二色	明応 5	閏 2・1
	9・7	あか御まな	8・25		はつかん
	10・29	ふりこ一おけ	9・1		ゑひのをり
	11・14	はつゆき	9・9		あか御まな
	12・28	御まな三色	9・26		ゆき
	長享元	2・8	御まな三色		10・13
2・18		しろ御まな	12・28	ひふつ三色	
4・18		はまあふり	明応 6	2・7	しろ御まな
4・26		はつみる		5・4	みるのをり
11・19		ふりこ		9・1	ゑひのをり
12・30	御まな二色	9・4		はつかん	
長享 2	2・8	しろ御まなのをけ		9・16	かさ
	5・3	みる一折	10・13	ふりこのおけ	
	5・4	かいたうの枝	11・4	ゆきの御まな	
	6・6	かいさう一折	12・28	三色	
	6・13	みる一をり	明応 7	5・25	みる
				9・22	しい

年	月・日	進物
天文19	3・25	としとしのしろ御まな
	6・1	(脱か)
	8・17	としとしあか御まな
	8・27	としとしのしいのおり▲
	9・30	としとのはつかん
天文20	3・7	としとしのしろ御まな
	6・14	としとのみる
	9・12	としとしのしる▲
天文21	3・9	としとしのしろ御まな
	6・26	としとのみる
	9・14	としとしのしる
天文22	6・2	みる
	11・6	としとのかん
天文23	9・7	はつ御まな
	10・3	はつかん
弘治元	9・18	あか御まな・しい
弘治2	正・5	ひふつ
	8・28	はつかん▲
	8・29	はつあか御まな▲
	9・15	としとしのみのしい▲
	12・5	はつかん
永禄元	閏6・9	みる*
	8・20	はつさけ・のちせ山のしい▲
	10・4	はつかん*
永禄2	正・5	御ひら十まい・かん一(歳暮美物)
	8・28	はつさけ*
	10・10	はつかん・しい*
永禄3	2・2	かん一・御ひら十・かいあわひ卅(年始御礼)*
	7・11	としとのみる一折▲
	9・4	はつさけ
	9・8	としとしのしいのおり*
	11・4	はつかん▲
永禄4	8・14	ふとう
	8・20	はつさけ*
	9・20	としとのはつしる*
永禄5	8・27	しい▲
永禄6	3・15	としとしのしろまな*
	9・22	としとしはつかん*
永禄7	9・1	はつかん▲
永禄8	9・1	はつふり <input type="text"/> ▲
	9・2	はつかん▲
	9・4	はつさけ▲
永禄9	2・29	としとしのしろ御まな*
	11・11	はつかん▲
永禄10	9・7	はつさけ
元亀元	8・29	はつか(さか)け▲

注 「お湯殿の上の日記」の所見を記した。

▲「わかさより」とのみ表記されるもの。

\*「わかさのたけた」等と表記されるもの。

は年間数例現れる場合が多く、しかも進上のない年は少なく、最後は正親町朝の元亀元年(一五七〇)に及んでいる。多くの定型的な進上記事があるが、その内容を解釈するために進物の実態について理解する必要がある。まず季節的な進物について以下順を追って整理する。

### ①しろ御まな

前掲の文明九年の記事が初見である。永禄六年(一五六三)三月十五日条に「わかさた

け田よりとしのしろまなまいる」と記され、若狭武田氏の毎年の進物であったことがわかる。春二月か三月ころ進上される。この「しろ御まな」は白魚のことである。当時武田氏が室町将軍に進上したのは「いさざ」であり、室町幕府の故実書『年中恒例記』の二月二十四日の項に「武田いさ、進上之、当月中」と見える(第三章で後述)。いさざは鮒と書き、小浜藩の下土牧田近俊が元禄六年(一六九三)ころ編集した地誌『若狭郡県志』

に次のように解説される(送り仮名・訓点省略)。

鮒字此謂伊佐々、於下中郡府中村、季春臨河流而取之、其味堪食、又貫之細竹串而日乾、名曰目刺、国主每歲献將軍家、伝言、古府中村土人每春取鮒、貢朝廷矣、若今不然也、始於小浜之川崎取之、然今世稀也、相伝、河流漲処必多矣、

右によれば、小浜の東方二、三キロメートルの府中村でいさざが三月に採れ、以前は小

浜の川崎でも採れたという。同書の別の部分の記載によれば、大飯郡の本郷上・下村でも佐分利川の下流部でいさが採れ、三月に小浜に売りに来たという。將軍に献上され、府中村ではかつて朝廷に貢じたという伝承もあった。このいさはハゼ科の魚シロウオであり、全長五、六センチメートルほどの小さな魚である。江戸時代は日干しにして目刺とって將軍に献上した。<sup>8)</sup>

『お湯殿の上の日記』に見える武田氏が進上した「しろ御まな」の容器は「桶」であり、一桶進上された例が文明十年（二四七八）と天文二年（一五三三）に見える（表1参照）。この時期の桶は檜製の曲物容器であり、蓋が付いて密閉される。主として液体を容れて使われた。進上されたしろ御まなの形態は知られないが、目刺ではない可能性が高い。

## ②みる

文明九年六月一日条の「たけたみる一をりまいらする」という記事が初見である。天文十七年（一五四八）六月五日条に「わかさよりみるしん上する」と記される。毎年夏五月前後に進上された。表1の長享元年（一四八七）

と天文八年（一五三九）の事例の「はつみる」という言葉からわかるように、初物進上である。容器は「折」で数量は一折である。折は蓋のついた角ばった容器で、桶と違って密閉性がなく、水気のないものを容れた。海松は古くからの代表的海藻である。恐らくその実態は干海松であろう。小浜の北東約六キロメートルに位置する志積浦の鎌倉後期の弘安二年（一二七九）三月日付の同浦地頭分年貢魚塩等注進状には、地頭分年貢の「海松・心ふと八升」と代官分同三升が見える。<sup>9)</sup> 志積浦に対して海松や心太などの海藻が容積で規定されて賦課されていたことが知られる。

## ③あか御まな

八月下旬から九月に進上される。若狭武田氏からの恒例の初物進上である。後奈良朝の大永七年（一四七九）の事例に「はつあか御まな」と見え、正親町朝の永禄元年（一五五八）八月二十日若狭から「はつさけ」が進上された。以後こうした直截的な表現となる。数量や容器が記載された例は少なく、天文十七年（一五四八）の事例に「あか御まな一おり」と見えるのみである。この初物の「あか御まな」

は鮭のことであり、恐らく簡単な塩蔵品であろう。江戸時代若狭小浜藩主となった老中酒井忠勝は、江戸から国元に詳細な指示を多数書き送っているが、寛永十二年（一六三五）七月二十三日付書下の中に次のような条文が見える。<sup>10)</sup>

一 八月方鮭のやな打可申候間、当年ハ先々去年若狭守殿仕置之こと可申付候、初鮭をハ念を入塩ニ仕、爰元へ上ケ可申候、二番鮭をハ国母様へ進上可仕候、三番鮭ハ院御所様へ上ケ可申候、杉之箱を念を入さ、せ、箱なから台ニすへ結構ニ仕上ケ候様ニ弥兵衛・三太夫ニ可申付候、院御所様へ上ケ候鮭も天野豊前殿・大岡美濃殿頼候て可然様ニ可仕候、いつれも鮭共さかり候ハぬ様ニ念を入塩を可仕候事、

一 鱒も頼而とれ可申候間、取候者爰元へ上可申候事、

小浜藩では毎年八月ころから築漁によって鮭が獲られていた。それを藩主が支配しており、新たに藩主となった酒井忠勝は前代の京極忠高の仕置の通り築漁を行わせることを命

じ、それによつて獲得された初鮭・二番鮭・三番鮭をそれぞれ將軍（徳川家光）、国母（東福門院）、院（後水尾上皇）へ進上することゝ指示している。その際、江戸に送る分も京都に送るものもいずれも入念な塩蔵加工が命じられている。こうした漁法や加工法は、恐らく前代以来のことであつたと思われ、武田氏時代の鮭の進上を理解するための重要な手掛かりとなる。

## ④ かん

文明十一年（一四七九）九月十六日条に「たけたまいらするとて、すゑよりかんまいる」と記されるのが初見記事である。永禄元年十月四日条に「わかさのたけたよりはつかんまいる」と記される。秋の八月から九月を中心として進上されている。鳥類の雁のことで、また「かり」とも言った。後土御門朝と後奈良・正親町両朝に至るまで毎年のように進上された様子がわかるが、「はつかり」、「はつかん」とも記されるように初物進上である。特に明応六年（一四九七）九月四日条には「たけたまいらするとて、すへよりはつかんまいるて御しやうくわん、御さか月まいる」と記され

ており、後土御門天皇が賞貲（賞味）された。雁は比較的大きな水鳥で毎年秋に飛来する。『お湯殿の上の日記』には、そうしたいわゆるガンカモ類の鳥として白鳥・菱喰・雁・鴨（大小順）などが諸家から禁裏に進上された記事が多数見られるが、若狭武田氏が進上した鳥は雁だけである。初物として足利將軍も雁を進上した。大体將軍の初雁進上の数日から十数日後に武田氏の初雁進上がなされたことが多い。弘治二年（一五五六）の例では、十二月五日になつてやつと武田氏の初雁が進上され、「たけたはつかんまいる、おそなわりてうつ、なし」と非難されている。このように初雁の進上には食味もさることながら、季節を象徴するものとしての意味あいがあつたと考えられる。

## ⑤ しゐ

初見記事はやや遅く、後土御門朝の延徳三年（一四九二）九月十三日条に「たけたしゐの折まいらする」と記される。以後何度か見えるが、同じく明応八年（一四九九）八月十九日条には「たけたとしく〜のしい一おりしん上」と記され、例年恒例の進上であるこ

とが示される。後奈良朝も同様に「としく〜のしい」、「みのしい」が進上されており、次の正親町朝の永禄元年（一五五八）八月二十日条に「わかさよりはつさけ・のちせ山のしいしん上」と記され、若狭武田氏の居城後瀬山のしいの実が進上されたことが明記される。現在でも後瀬山の山頂付近や斜面にはスタジイの群団がみられる<sup>11</sup>。しいの実は長さ一・二から二センチ程度の小さな果実だが、どんぐり類の中では唯一そのまま食べられる種類であり、古来重宝された。だいたい九月を中心として進上され、八月や、一例だけ十月に進上されたこともある。

## ⑥ ふりこ

文明九年十月十六日条に「たけたふりこ一をけまいらする」と記されるのが初見である。進上の時期は、大体十月か、その翌月である。ただ後土御門朝の明応七年（一四九八）を最後に武田氏のふりこ進上の確実な記載はなくなる。数量は文明九年、同十八年の例などいづれも一桶である。この「ふりこ」は「振海鼠」と書かれるナマコの加工品とみられる。若狭武田氏の進上とみていいだろう<sup>12</sup>。

## ⑦ゆきの御まな

初見は文明九年十一月十六日条で「たけたまいらするとて、ゆきの御まなすへよりまいる」と記される。たんに「ゆき」ともいわれる。「はつゆき」という表現もあり（文明十八年の事例など）、初物である。十月ころから十一月を中心として進上される。後土御門朝は毎年のように進上記事があるが、明応七年（二四九八）を最後として以後見えなくなる。

この「ゆきの御まな」は鱈のことである。鱈の産地は北陸地方や丹後・但馬など北海（日本海）に限られる（『本朝食鑑』）。したがって進上主体の「たけた」は若狭武田氏とみてよい。容器は折であり、いずれも一折進上されている（長享二年、延徳元年）。文明十四年（二四八二）の場合、十月十四日に初物の「ゆきの御まな」が進上され、また暮れの十二月二十八日の進物に「ゆき五」が進上されている。恐らく初物は塩鱈で、歳末のものは棒鱈のような加工がなされたものであろう。鱈は魚体が大きく、戦国期若狭地方でとれた魚のうち「大はまち」と並んで最も高価な魚種だった<sup>13</sup>。

以上、季節ごとに進上されたものを列挙した

が、初物が多く見られた。進上記事がそれぞれについて年に一度だけ記されること、数量が記されないか、もしくは一を単位とするごく少ないものであることなどからもそうみられる。特に秋季の鮭・雁・椎については、数日を隔てて別々に進上されたケースがあり、それらを進上すること自体にそれぞれ独自の意味があったと考えられる。初物とは前述の小浜藩主酒井忠勝の初鮭進上に見られたように、各大名の支配領域で獲得されたその年最初の獲物や収穫物であって、これを主家に進上することは特別の意味を持ったのである。またこれらの季節的進物は、雁や鱈のように比較的高価な物もあるが、必ずしも特に珍しいものではなく<sup>14</sup>、いずれも季節を象徴する山野河海の産物である。『お湯殿の上の日記』の正親町朝永禄四年（一五六二）八月二十日条に「わかさたけ田よりくにしつかなるとて、はつさけまいる」と記されており、初鮭の進上は武田氏の分国である若狭国の静謐を禁裏に報告する意味があったことが明示される（この記事の背景には武田氏の内紛の

平定があった）。初物を始めとする季節ごとの進物は若狭武田氏の国持大名としての領域支配を象徴するものとしての意味を持つたのである。

## ⑧歳暮・年始美物等の進上

後土御門朝に歳末に武田氏が「御まな」もしくは「ひふつ」を三色もしくは二色進上した記事が『お湯殿の上の日記』にしばしば見られる。この美物は動物性食品を中心とする高級食材のことで、「御まな」も同義である。文明十四年十二月二十八日の禁裏の精進解<sup>15</sup>に進上されたものは、恐らく歳暮美物としての意味を兼っていたと思われるので引用すると、「たけたまいらするとて、すゑよりかん二、かいあわ一折、ゆき五まいる」と記される。雁、鮑（あわび、当時鮑と書く例が多い）、鱈などの美物が進上されている。次の後柏原朝では、『後柏原院御記』永正九年（一五二二）正月三日条に「武田歳暮美物三種之内、先二種今日進上」と記されており、若狭守護武田元信が歳暮美物三種を禁裏に進上すべきであったが、年を越して翌年正月三日にその内の二

種を進上したことがわかる。

また『お湯殿の上の日記』の文明十年正月十八日条、同十九年(二四八七)二月八日条などの御まな進上は、それぞれすでにその前年の暮れに歳暮進上がなされているから、あるいは年始の進上とも思われる。正親町朝の永祿三年(二五六〇)二月二日条には、「わかさのたけたよりかん一、御ひら十、かいあわひ卅、ねんしのまいる」と記されており雁、鯛、鮑が年始として進上された。

その他禁裏の代始に伴い、精進解に美物を進上することが武田氏の例となっていたらしい。後柏原朝の初めの時期の、わずかに残っている『お湯殿の上の日記』の記事の中で、明応九年(一五〇〇)十二月二十四日条に「たけたひふつ三色まいらすとて、すへよりまいる、御しやうしんとけに、女中御てうし斗御申あり、五こんまいる、めてたし」と記される。その前日に故後土御門院七々日の仏事が終了して後柏原天皇が常御所に還御された。そしてこの日、酒宴がなされ、この日のために美物進上がなされたのである。同様に後奈良朝の初めの大永六年十月五日には「たけた

御しやうしんとけのひふつ五色しん上する、これは五月すゑにまいるへきことを、と、かぬ事にていままいる」という記事がある。同年の五月二十七日に盛大な精進解がなされており、恐らく武田氏はこのころ美物を進上すべきであったが、遅延して十月に至ったのであろう。このように代始に伴って精進解の美物を三色ないし五色進上することがあった。これらの「たけた」も前掲の後土御門朝や後柏原朝の記事に「すへよりまいる」と記され、禁裏の食材を管理した御末を介して進上していることから若狭武田氏のことを指していると言っていると解釈される。

この歳暮から年始は年中行事の集中する時期である。その宴会の食材を提供するという合理的な解釈もできるが、本来は年の節目の祝儀としての意味を持つものであり、禁裏の代始の進上も本来的には主家に対する祝儀性を持つものであろう。

### (3) その他の進物

以上列記した初物などの季節的進物のほかに、水産物を中心とした武田氏の進物が後土

御門朝の記事に見られる。一方、後奈良朝以降になると進物は定型的となり、あまり変わったものは少なくなる。後土御門朝の進上として、まず貝類があげられる。初見は文明九年六月十九日条で「たけたいきたるかひまいらせらる」と記され、明応四年(一四九五)以降にも六月を中心として「いきかひ」の進上が何度か記されている。明応八年(一四九九)六月二十五日条には「たけたけさいきかひさ、いまいらする」と記される。「けさ」と進上の時間を表現したことに注目される。やや後の正親町朝の永祿二年(一五五九)正月五日条には「たけたせいほうのひふつまいる、御ひら十まい・かん一、よころまいる」と記され、前年の歳暮美物が翌年の正月になつて届けられているが、「よころ」になつて届けられたという。朝・夜を問わず美物が進上されている。鮮度のこともあり、一刻も早く届けられたのであろう。なおこの「いきかひ」は季節からみて鮑と思われる。次に海老の進上は明応五年(二四九六)と六年の二例見られる(以下表1参照)。蟹の進上は明応六年に「かさ」(がざみ、ワタリガニ)進



上の事例がある。文明十九年四月十八日条には「たけたはまあふりまいらす」と浜焼きの鯛を進上したことが見える。また長享二年（二四八八）六月六日条に「たけたまいらす」として、すゑよりかいさう一折まいらす」と記されており、その前後に海松進上の記事が別にあるから、恐らくこれは海松以外の海藻が進上されたと思われる。その他、明応八年には醬一桶の進上が見える。以上海産魚介類等についてまとめたが、『お湯殿の上の日記』の本文には直接的に記されていないが、進物の内容からみてこれらすべてを若狭武田氏の進上とみなしてさしつかえないと思う。一方、

川魚では鮎と鯉が一例づつ見える。まず文明十年九月十日条に「あゆたけたまいらすとて、すゑよりまいらす」と記される。御末を通じて進上されたことから若狭武田氏の進上と判断される。また、文明十六年六月三日条には「たけたまいらすとて、みん部卿よりこもしまいる」と後土御門天皇の近臣白川忠富を通じて鯉が進上されている。しかし若狭武田氏の鯉進上は例がなく、また白川忠富を介した理由も十分に説明されないので、こ

の記事が若狭武田氏の進上かどうかは保留される。

以上のように初物や季節の食材以外にも、随時水産物を中心とした進上がなされた。最後に、禁裏に対する諸家の進上の通例として、様々な御礼進上があるが、若狭武田氏の場合、『お湯殿の上の日記』の記事には前述の歳暮・年始を除くと、御礼と明記される事例は少ない。天文五年（二五三六）四月二十四日に武田元光が後奈良天皇の御即位御礼として美物五色を進上した例があり、また天文三年（一五三四）閏正月二十二日の十合・十荷進上も何らかの御礼の可能性がある。武田氏の場合当時一般に行われた銭貨による御礼進上が見られず、美物を御礼として進上している点に特色がよくうかがわれる。

## 二 越前朝倉氏・能登畠山氏の禁裏への進上

以上のような若狭武田氏の禁裏への進上の歴史的意義について、越前朝倉氏や能登畠山氏など北陸地域の他の大名との比較を通じて検討する。まず越前朝倉氏は初代朝倉孝景のとき守護斯波氏に代わって実質的な越前国の

支配権を獲得し、その後五代にわたって越前を支配した。禁裏と直接の関係を持つに至ったのは二代当主朝倉氏景の最晩年の文明十八年に禁裏御料所河合庄の代官を命ぜられ、後土御門天皇から太刀を下されて御礼一万疋（銭百貫文）を進上したのがきっかけである。

三代朝倉貞景は文亀元年（二五〇一）後柏原天皇の代始御礼の進上と河合庄の年貢加増を命じられたが、これには応じなかった。ただ幕府から賦課された分の御即位段銭は完納した。その後貞景は任官御礼の太刀・三千疋や故後土御門院の仏事料三千疋を進上した。後柏原天皇の御即位は財政難により遅延していたが、永正七年（一五一〇）幕府の命により貞景はその費用五万疋を京都に送った。朝倉氏は四代孝景の代になってようやく主体的に『お湯殿の上の日記』に登場するようになり、享祿二年（二五三九）三月十三日条に越前国内の三昧（葬送地）開設許可の論旨を申請して勅許された記事がある。その後朝倉氏の進物や代銭の進上が具体的に『お湯殿の上の日記』に記載される事例を表2（次ページ）にまとめた。ほとんどが特定の事由による礼銭

表2 越前朝倉氏の進上

年	月・日	進物(事由)
享祿 4	10・10	二千疋(上人号御礼)
天文 4	11・1	万疋(御即位事)
天文 10	8・22	御たち・三千疋(氣比遷宮御礼)
天文 12	9・4	く、ゐ二は
天文 17	9・9	御たち・三千疋(代替御礼)
天文 18	8・26	御れる五千疋
天文 20	12・30	ことしの御れいとて千疋
弘治 2	12・9	御なか十は
永祿元	9・16	万疋
永祿 3	3・1	としのしの御れい千疋
	11・7	十かう・十[ ]千疋(四品・姓御礼)
永祿 5	9・16	御たるの代千疋(赤湊大明神縁起外題御礼)

注 『お湯殿の上の日記』の所見を記した。

表3 能登畠山氏の進上

年	月・日	進物(事由)
明応 6	11・6	御まな三色
享祿 2	10・14	ひふつ五色
享祿 3	3・30	ひふつ五色
	6・18	五千疋(薫物法御礼)
享祿 4	5・7	ひふつ三色
天文 2	6・13	ひふつ三色
天文 3	6・3	ひふつ三色
	10・4	ひふつ色々
天文 4	5・26	く、ゐ・せわた卅・しほひき五
	7・21	御たるの代千疋(任官申請)
	8・18	せものおけ五十▲
天文 5	3・1	御たち・御馬代三百疋(四品御礼)
	6・20	ひふつ五色・御たるの代千疋(蘭奢侍御礼)
天文 6	5・20	ひふつ三色
天文 7	6・15	としのしのひふつ三色
天文 8	6・1	ひふつ三色▲
天文 9	6・11	ひふつ三色▲
天文 10	7・1	ひふつ
天文 11	6・5	しほひき十しやく・せわた五十おけ・のものはこ二
天文 12	7・25	としのしのひふつ
天文 14	8・6	としのしのひふつ▲
天文 17	7・2	としのしのひふつ三色▲

注 『お湯殿の上の日記』の能登守護の所見による。  
▲「のどより」とのみ表記されるもの。

や出銭の進上である。天文十七年(一五四八)四代朝倉孝景から五代朝倉延景(義景)へ代替りするとその御礼進上を契機としてその後毎年のように礼銭が進上されるようになった。永祿元年(一五五八)に一万疋の銭が進上されているのは、正親町天皇の代始の御礼とみられる。物としての進物は、天文十二年の「く、ゐ二は」すなわち白鳥二羽、弘治二年(一五五六)の「御なか十は」すなわち綿十把

の二例にすぎない。朝倉氏の禁裏への進上は上人号、氣比社遷宮、官位・姓、外題染筆などの返礼が中心であり、また最後の当主朝倉義景の代には年々の御礼として千疋(銭十貫文)の進上がなされることもあった。加賀富樫氏は南北朝期に守護に拔擢され、室町中期一時守護職を斯波氏に代えられたこともあったが、再び守護となる。その後も加賀守護・同半国守護だったが、『お湯殿の上

の日記』には進上記事が見当たらない。なお戦国末期加賀国を支配した本願寺は、天文五年以降毎年十合十荷の御礼を進上しているが、これは本願寺が勅願所であることによる<sup>16)</sup>。能登は南北朝期に管領畠山氏の分国のひとつとなる。管領畠山基国の子満慶(管領畠山満家の弟)は能登守護職を継ぎ、以後この系統が代々守護となったので能登畠山氏と呼ばれる。『お湯殿の上の日記』における能登畠

山氏の進上の初見は、後土御門朝末期の明応六年（一四九七）十一月六日条の次の記事である。のとのしゆこおと、御まな三色まいらする、

当時の能登守護は畠山義元で、その弟慶致が三種の美物を禁裏に進上した<sup>17</sup>。その後、能登畠山氏全盛時代の義総の代には定型的な進上記事が見られる（表3参照）。後奈良朝の享祿二年（一五二九）から能登畠山氏は、ほぼ毎年美物三色、もしくは五色を進上している。その時季は大体五月か六月であり、天文十年（一五四二）以降は七月や八月にずれ込むこともあった。三色の内容ははっきりしないが、天文四年の五月二十六日や天文十一年の進上事例から類推すると、塩引や背腸を含むものと考えられる。その数量は塩引は五尺か十尺、背腸は三十桶か五十桶という多数である。それ以外に官位や名香の授与などに伴う礼銭や美物の進上が数例見られる。このように能登畠山氏の場合、年に一回、三種類の美物の進上が定型的な進上であり、比較的規則的になされたことがわかる。しかしこうした進上も畠山義総の代まで安定して続いた

が、天文十四年（一五四五）七月十二日義総が没した後は、義統の代の天文十七年を最後に途絶えてしまい、一族・家臣の内紛により能登畠山氏の禁裏への進上は以後全く見られなくなる。

以上、越前と能登の有力大名の進上事例を簡単に紹介した。越中以遠については、日常的な進上があまり見られないのでここでは取り上げなかった。年間の進上回数といい、進物の内容といい、継続された年代といい、若狭武田氏は他の大名と全く異なっている。全国的にみても、これらの北陸地域の大名のように進上を通じて禁裏と恒常的な結びつきを持った大名は必ずしも多くないが、尾張織田氏、美濃土岐氏や、いわゆる三国司とその一族、西国の雄大内・大友両氏、その他辺境の武士などにも禁裏に対する種々の進上が見られた。奥野高廣氏はこのような武士の活動について「戦国時代の皇室翼賛の事蹟」として取り上げ、若狭武田氏について「而して同氏の勤皇は小浜の御代官であった事によるものかと思はれる」と示唆している<sup>18</sup>。若狭武田氏は禁裏御料所小浜の代官を務め、その

月宛を納めた。月宛とは毎月供御（米）の代金を納めることで、当時月額三千疋（三十貫文）であった。戦国期荘園からの収入が減少する中で小浜の月宛の納入状況は比較的良好とされ<sup>19</sup>、例えば越前朝倉氏が国内の禁裏御料所河合庄の年貢を三千疋という低額に抑えたことと比べると、武田氏の禁裏に対する奉仕の姿勢が認められる。北陸地域にはこうした禁裏御料所が各国に分布し、禁裏は戦国期も比較的安定した収入を得た。能登についても能登守護が代官を務めた年貢一万疋の禁裏御料所一青庄があった<sup>20</sup>。越前朝倉氏も河合庄の代官として一応三千疋の年貢は送り続けた。こうした禁裏御料所の代官職をひとつの背景として諸大名は禁裏に対する進上を行った。ただ前節までに詳しく検討した若狭武田氏の禁裏に対する季節的な進物は、量的・質的にみてあまりにも僅少であり、禁裏御料所小浜など特定の所領に対する賦課とみるのは難しいのではなからうか。例えば同じ若狭国の禁裏御料所上吉田庄でも代官が美物を進上している。上吉田庄は小浜の東方約十二キロメートルに位置する現福井県若狭町上吉田

にあった禁裏御料所で、三千疋の年貢（公用錢）を納めた。『お湯殿の上の日記』によれば、武田氏の家臣で代官の松宮氏は年始の美物として鯛五連を、また歳暮の美物として小鯛三十を禁裏に進上している。<sup>21</sup> こうした進物には送状と書状が付されており、『お湯殿の上の日記』永祿二年十二月二十八日条に「かみよし田御れう所のおくりしやうは、名乗隆長、うら書に松宮大蔵丞とあり、小鯛卅まいる、文には清長と名乗あり、うらに松宮玄番允とあり（中略）かみよし田よりの小鯛は、せいほのなり」と記録される。これらの美物は上吉田庄の年貢の一部であった可能性が強い。しかし武田氏の季節による進上は、むしろ若狭一国の支配者としての初物進上儀礼として理解されるべきものと思われる。そもそも、この時期禁裏に初物を進上するのは、武家では將軍と若狭武田氏だけである。こうしたことにも武田氏の特異な性格がうかがえる。

### 三 幕府における北陸大名の進上

さて、諸大名が帰属している幕府における主従関係を具体的に示すものとして、毎

年くりかえされる正月元日を始めとする多数の年中行事に伴う諸臣の参任、対面、進上、拝領等に注目される。これらの条項について、どの家柄の大名がどの日にどのように参加するかを記した故実書が室町後期作られた。そのうち武田氏や朝倉氏の進上について特に記されているものに、伊勢貞遠が作って足利義植の代の永正十三年（一五一六）から同十八年（一五二二）までの例を書き加えた『殿中申次記』と戦国期の天文十二、三年（一五四三、四四）ころまでにまとめられた『年中恒例記』がある。<sup>22</sup> また幕府における実際の進物を日を逐って記した一年間の記録として『天文十四年日記』がある。<sup>23</sup> この三者を比べて、前述した北陸大名の幕府に対する進上について検討しよう。

まず『殿中申次記』では、例年七月九日に富樫次郎が梅染御服五を進上することになっている。また八月朔日の項に次のような記載がある。

禁裏様へ参

一初雁 一、例年進上之、朝倉弾正左衛門尉

一初雁 一、例年進上之、武田伊豆守  
何も武日ハ不定、

例年「朝倉弾正左衛門尉」と「武田伊豆守」が初雁を進上すると記載される。両者の官途からみて右の部分は永正十七年（一五二〇）前後の朝倉・武田両氏について記されたものと考えられる。<sup>24</sup> すなわち越前の朝倉孝景（四代）と若狭の武田元光が、それぞれ幕府に初雁を進上するという意味である。また同書の十月三日の項には武田大膳大夫が初鱈三を進上することになっている。この大膳大夫は、恐らく元光の父の元信のことで、元信は永正十六年十一月に剃髪して出家しているから、永正十六年以前の武田元信の代に初鱈進上が行われていたことを示す。これらによれば、武田氏は初物の雁と鱈を幕府に進上していたのである。そして前掲部分の注記「禁裏様へ参」は、朝倉氏が初雁を禁裏に進上した事実がないので、その次の行の武田氏の初雁進上にかかるものと思われる。武田氏の禁裏への初雁進上は、幕府への進上と密接に関連するものであったことが想定される。

次にやや時代が下る『年中恒例記』におい

ては、その二月二十四日の項に前述のように幕府に武田氏がいざごを進上することが見え、また同項に年始御礼として能登畠山氏が美物を、朝倉氏が美物と錢三千疋を進上することが見える。そして以下列記すると、五月六日武田氏が海松を進上すること、六月朔日富樫氏が梅染帷三寸を進上すること、八月十五日武田氏と朝倉氏が初雁と初鮭を進上すること、九月朔日武田大膳大夫が枝椎一折を進上すること、十二月能登守護が初海鼠腸を、朝倉氏が絹二十疋・綿三十把を進上することなどが記される。これらは幕府における年中恒例の進上である。いくつかは初物進上である。そして八月十五日の若狭武田氏の初雁と初鮭進上の項には、「則禁裏江御進上之（下略）」と注記される。若狭武田氏の初物のいくつかが禁裏へも進上されることが恒例とされる。

が初鮭二を進上し、同十八日に武田伊豆守が椎一折を進上したことが記されている。これらの故実書や記録によれば、前に検討した武田氏の禁裏への季節的進物の大部分は、幕府に対しても進上されていると考えられるのである。

また能登畠山氏についてみると、幕府内談衆大館常興が調進した足利義晴の御内書の引付『御内書案』によれば、天文五、六、七年（一五三六、三七、三八）に次のような御内書が畠山義総に宛てて出されている。<sup>25</sup>

為年始之祝儀、太刀一腰・白鳥・海鼠腸  
到来、目出度候、猶常興可申候也、  
（天文五年）

六月十八日 御判  
畠山修理大夫入道とのへ  
為年始之祝儀、太刀一腰・白鳥・海鼠腸  
到来、目出度候、猶常興可申候也、  
（天文六年）

五月廿二日 御判  
畠山修理大夫入道とのへ  
為年始之祝儀、太刀一腰・白鳥一・海鼠腸百桶到来、目出度候、猶常興可申候也、  
（天文七年）

六月廿五日 御判

畠山修理大夫入道とのへ

これは能登守護畠山義総が、年始の祝儀を足利義晴に進上したことに對する返札の御内書である。『年中恒例記』においては、二月二十四日ころに能登畠山氏が年始の御礼を幕府に進上することになっているが、このころ毎年著しく遅延している。この御内書の各年の日付と表3の禁裏に對する美物進上の各年の日付を比べると、畠山義総は毎年大体同じような時期に幕府と禁裏にそれぞれ年始の祝儀と美物を進上していることがわかる。またその後の天文十七年の事例をみると、七月二日に畠山義総が禁裏に美物三色を進上しているが、『証如上人日記』によれば、その翌日の七月三日に義総は本願寺証如に對して背腸三十桶と塩引五尺を当年礼として贈っている。恐らく畠山義総の年始御礼進上の使者が、幕府や禁裏に参上した後に大坂へ回ったのであろう。以上のように公武と諸権門に對する御礼進上は連動している。

そうしてみると、『お湯殿の上の日記』によれば、若狭武田氏は禁裏にだけくりかえし

進上を行っていたようにみられるが、実は幕府にも進上されており、そのことは武田氏が室町幕府の年中行事の体系に属していたことを示している。

おわりに

以上述べた禁裏における若狭武田氏の初物の進上や幕府の年中行事実書に記された美物の進上は、量的には僅少なものであり、実際にはこれ以外の頻繁な公武の宴会用美物などの供出が多かったと思われる。ただその場合は自発的な進上ではなく、むしろ守護役や守護出銭と同義と考えられる。天皇の代始御礼や御即位用途の進上もそうであろう。「国をもち候へは、御れう所候ハすとも、かいふんの御れいハ申候はんする事にて候」という越前朝倉氏に対する禁裏の要求は当時の国家観をよく言い表しており、武田氏の進上が国持大名の責務でもあったことを暗示している(『宣胤卿記』永正元年十二月九日条女房奉書)。なお、これらの本質を明らかにするためには、禁裏・幕府への進上の契機や相互関係をより具体的に明らかにしなければならないが、今

後の課題としたい。

註

- (1) 米原正義『戦国武士と文芸の研究』四六五ページ、桜楓社、一九七六年。
- (2) 水藤真「武田氏の若狭支配―武田氏関係文書・売券の検討から―」『国立歴史民俗博物館研究報告』第二集、一九八三年。河村昭一「戦国大名の買地安堵について―若狭武田氏を中心に―」『兵庫教育大学研究紀要 第二分冊 言語系教育・社会系教育・芸術系教育』五、一九八四年。笹木康平「戦国期畿内政治史と若狭武田氏の在京」『日本歴史』第七六八号、二〇一二年。
- (3) 筆者はかつて奥羽大名の室町幕府に対する御礼進上について論じた。佐藤圭「御礼進上にみる奥羽大名と室町幕府」『秋大史学』第四三号、一九九七年。
- (4) 『お湯殿の上の日記』の本文は、続群書類従完成会発行の『御ゆとの、上日記』巻一―巻十、一九三二―三四年、ならびに同会発行の『続群書類従補遺三 お湯殿の上の日記(十一)―、一九六六年によった。なおこれらに収められた部分の『お湯殿の上の日記』の索引は、小高恭編『お湯殿の上の日記 主要語彙索引』岩田書院、一九九七年参照。
- (5) 『大日本史料第八編之九』三六二ページ、同第八編之三十四、六七ページなど。
- (6) すでに春田直紀氏は、若狭武田氏の美物進上について『お湯殿の上の日記』にふれているが、史料としての取り上げ方はごく部分的で検討の余地がある。なお同氏は若狭武田氏関係史料として三条西実隆の日記『実隆公記』と歌集『再昌草』に現れる武田氏や家臣の進上を全面的に取り上げて論じている。春田直紀「中世後半における生鮮海産物の供給―若狭国御賀尾浦の美物を中心に―」『小浜市史紀要』第六輯、一九八七年。
- (7) 杉原丈夫・松原信之編『越前若狭地誌叢書』下、一五九、三二六ページ、松見文庫、一九七三年。
- (8) 吉田禮三『若越おさかな食文化誌』三四ページ、福井新聞社、二〇〇七年。
- (9) 『安倍伊右衛門家文書』弘安二年三月日若狭国志積浦地頭分年貢魚塩等注進状『福井県史料編9中・近世七』五ページ、福井県、一九九〇年。
- (10) 『酒井忠勝書下』『小浜市史 藩政史料編一』一三六ページ、小浜市役所、一九八三年。
- (11) 小浜市教育委員会『史跡後瀬山城跡保存管理

計画書』六二ページ、小浜市、二〇〇〇年。

- (12) 小浜市の「長井健一家文書」に文明十一年十二月三十日付の政所代蛭川親元の美物請取状があり、鵜一・鯛拾・塩引式・貝鮑一折・振海鼠一桶が幕府に進上されている。進上の主体は明らかでないが、北陸地域の大名の可能性が強い。『福井県史料編9中・近世七』四二二ページ、福井県、一九九〇年。その他幕府に振海鼠を進上している例として伊勢貞宗、浦上則宗らがある。『親元日記』文明十三年二月二十五日条、文明十五年正月八日条。
- (13) 『福井県史通史編2中世』七八三ページ、表51。若狭の魚介類の種類と単価。福井県、一九九四年。
- (14) 『山科家礼記』文明十三年正月二十六日条所載の応永二年（一三九五）閏七月十四日付朽木口関率分注文に、かいそう（海藻）、うを（魚）、しいし（椎子）、鳥などの荷駄・歩荷の率が記される。これらの食材が若狭方面から朽木を通じて京都にもたらされた主な商品の内であったことがわかる。武田氏の進物もこの部類に入る。
- (15) 当時の料理は動物性食品を中心とする魚鳥料理と植物性食品のみの精進料理があり、六斎日や忌日、受戒、神事などの場合は精進料理に限定された。この精進が明けると精進解と称して魚鳥を中心と

する美物を盛大に賞味することが常だった。

- (16) 『砂巖』永正十三年二月二十六日論旨、『大日本史料第九編之六』二二四ページ。『お湯殿の上の日記』永祿九年正月二十四日条。
- (17) 東四柳史明「能登畠山氏家督についての再検討」『国学院雑誌』第七十三巻第七号、一九七二年。
- (18) 奥野高廣「皇室御経済史の研究」後篇一四九ページ、中央公論社、一九四四年。
- (19) 奥野高廣「皇室御経済史の研究」二三八ページ、畝傍書房、一九四二年。
- (20) 奥野氏前掲書二二五ページ。
- (21) 『お湯殿の上の日記』永祿三年十二月二十七日条、同七年三月二十四日条など。
- (22) それぞれ『群書類従』第二十二輯、『続群書類従』第二十三輯下所収。
- (23) 「大館常興日記（三）」として『ピブリア』七六に紹介、翻刻される。一九八一年。
- (24) 三代朝倉貞景は永正九年（一五一一）三月二十五日に弾正左衛門尉の官途で急死したが、当時の若狭武田氏の当主は大膳大夫元信であり、この「朝倉弾正左衛門尉」は四代朝倉孝景とみられる。彼のこの官途は「永正十三年八月記」で確認される。一方、武田元信の子元光は永正十七年

十二月二十五日に若狭守護として神宮寺に当知行

- 安堵の判物を発給し、その署名に伊豆守の官途が見える。「神宮寺文書」『福井県史料編9中・近世七』三二六ページ、福井県、一九九〇年。
- (25) この本文について『後鑑』同日条所収「大館日記」は「鱗一桶」に作る。いずれの字も解釈できず、写し誤りがあるようである。恐らくこの日の記事は武田氏の白魚進上を示すものであろう。
- (26) 『大館記』三、「ピブリア」八〇号、一九八三年。または同文の史料が『後鑑』にも収められている。